

広報 たからづか

兵庫県南部地震
被災対策特別号

平成7年1月26日

地震による被害状況

1月17日早朝、神戸および阪神間を直撃した兵庫県南部地震は、宝塚市内にも大きな被害をもたらしました。この地震による市内の被害状況は次のとおり。(1月23日午前9時現在)

死者	84人(男31人、女53人)
負傷者	1,100人
避難所に避難している人	8,568人
家屋の全壊	1,339軒
家屋の半壊	3,718軒

市は地震発生直後の1月17日午前6時に災害対策本部を設置し、人命救助、地震による火災の消火など緊急課題から着手。道路や水道の被害個所の修復、避難所への物資の配布、被災者用住宅の確保など、各種の対策に現在も全力で取り組んでいます。

水道の復旧について

激しい揺れのため水道管が寸断され、地震直後は市内の大半の地域が断水となりました。復旧工事を全力で進めていますが、1月23日現在で、市内の約4割の地域で断水が続いており、完全復旧には3週間程度かかる見込みです。

他市からの応援車両も含め、約40台の給水車が市内を巡回するとともに、下記の給水所でも定期的に給水を行っています。なお、数日間くみ置きした水は、必ず煮沸してから飲むようにしてください。詳しくは市水道局(☎73-3681)へ。

給水所

◎24時間給水—市水道局、市役所東側の武庫川河川敷公園、小林浄水場、小浜浄水場、生瀬浄水場、惣川浄水場、雲雀丘公園、米谷下配水池、山本園芸流通センター

◎昼間だけ給水—亀井浄水場、丸橋小学校、末広小学校、宝塚第一小学校、西山小学校、仁川小学校、長尾中学校、光ガ丘中学校、宝梅中学校、宝塚市民会館、逆瀬台センター、野上宝会館前、野上5丁目バス停前、東消防署雲雀丘出張所前

ガスの復旧について

都市ガスも市内の多くの家庭で供給が止まっており、2000戸～4000戸のブロックごとに、順次復旧工事を行っています。復旧作業は、係員が戸ごとのガス漏れの調査を行うなどして進めますので、ガスが出ない地域の人は、係員が来るまでガス器具のコックなどを締めておいてください。ガスの完全復旧には、1カ月程度かかる見込みです。

ガス供給開始後、ガスの臭いがする場合は、火や電気の使用を止め、コックを閉めて大阪ガス(☎0727-55-0331、または☎0798-35-1025)へ連絡してください。

し尿のくみ取りについて

し尿のくみ取りで、緊急を要する場合は、市役所環境・経済部総務担当へ連絡してください。今回は、通常の1カ月分を超えるくみ取り手数料については、市が負担します。

詳しくは同担当(☎71-1141)へ。

ごみの収集について

市クリーンセンターは、可燃ごみと資源ごみを通常どおり収集しています。地震発生以来、可燃ごみと資源ごみの分別が十分徹底されない状態が続いていますので、分別にご協力ください。

1・2月の粗大ごみの収集について、予定どおりの収集ができませんので、ご了承ください。なお、粗大ごみの持ち込みは、毎週月曜日～土曜日の午前8時～午後5時に受け付けていますので、50センチまでの大きさに切断して持ち込んでください。ごみの持ち込みは、無料です。

詳しくは同センター(☎87-3361)へ。

災害弔慰金などを支給

地震により死亡した被災者の遺族に、法律に基づき「災害弔慰金」が支払われます。金額は、生計維持者(世帯主)が死亡した場合は1人500万円、その他の場合は1人250万円。

重度の障害を負った被災者には、災害障害見舞金として生計維持者に250万円、その他の場合には125万円が支給されます。

また、住居が全壊または半壊となった世帯には「災害援護金」が支給されます。全壊の場合は1世帯につき10万円、半壊の場合は1世帯につき5万円です。

詳しくは市役所厚生課(☎71-1141)へ。

市立病院・市立健康センターの診療・検診

市立病院は、通常どおり外来診療の受け付けを行っています。受付時間は午前8時30分～11時、診療は午前9時開始です。

なお、市立健康センターの各教室・検診などは、2月末まで中止します。

被災証明書の発行について

保険会社や勤務先などに被災証明書の提出が必要な人は、市役所厚生課で発行します。なお、被災した家屋の屋根や柱、壁などの修理が必要な場合、できるだけ被災状況を写真に撮って保管しておいてください。詳しくは同課(☎71-1141)へ。

災害援護資金を貸し付け

住居や家財に被害を受けた人に災害援護資金の貸し付けを実施します。貸し付け限度額は350万円。年利は3%、償還期間は10年(3年間は据え置き、据え置き期間中は無利子)です。ただし、所得制限があります。

支給方法、貸し付けの申し込みなど、詳しい内容は決まり次第「広報たからづか」などでお知らせします。

詳しくは市役所厚生課(☎71-1141)へ。

道路を一部通行止め

落橋や崩壊の危険があるため、1月23日現在で次の区間の道路が通行止めになっています。

◎国道176号の荒牧～鶴ノ荘間(西行き。小浜陸橋は全面)

◎旧国道176号の中山寺1丁目～山本東2丁目間(全面)

◎県道塩瀬門戸荘線の長寿ガ丘～湯本町間(全面)